

組合 Q & A

組合が会社・財団等に対して
行う出資・出捐の可否について

Q Ⅱ 最近の組合員ニーズの多様化・高度化等に伴い、組合は従来より一層広範でかつ多面的な事業展開を要請されている。このようなかで、組合が組合員のニーズに対応しようとする場合、組合単独で行うよりも他の組織と連携して行った方が効率的であるもの、又は連携しないと実現し得ないもの等もあり、組合が出資・出捐という方法・手段により、連携する組織に関与し、これと緊密な関係を保ちつつ、組合の事業を円滑に推進し、組合員のニーズの実現を図っていくことが必要になっている。

組合が会社・財団等に対して行う次のような出資・出捐については、組合はその目的の範囲内の行為として、これを行うことができると解してよい。

1. 組合員全体の経済的地位の向上のために、その事業を補完・支援しその発展に資する事業を行う会社・財団等に対する出資等

例えば、

① 小売業を営むものからなる組合がその組合員の入店する店舗の維持・発展のために行う共同出資会社への出資

② 商店街の街づくり会社、業界の技術研究開発会社当第三セクターへの出資・出捐

2. 組合の共同事業を円滑に推進するために連携が必要な会社等に対する出資等

例えば、

① 組合の取引先会社

② 組合の共同事業を補完する事業を実施する会社（共販会社、卸会社、共同計算センターなど）への出資

「A」事業協同組合、事業協同小組合、同連合会、商工組合及び同連合会（以下「組合」という。）の行う出資等が、組合自身の営利を目的とする行為とならず、組合員全体の経済的地位の向上に役立つものであり、かつ、それが例えば総会の議決を経るなど組合員の相違を反映した形で行われるものである場合には、組合の目的の範囲内の行為としてこれを行い得るものと解する。

組合員の取引の相手方の債務保証について

Q Ⅱ 組合員が銀行に対して、その営業上の取引の相手方の債務を保証する場合、組合は、事業として、その債務を再保証することができるか。

「A」組合員の銀行に対し行う債務保証が、その営業上の取引の相手方の債務であり、かつ、その取引に直接関係する債務の保証であれば、組合がそれを再保証することとは、当該銀行が定款に定められた金融機関である限り、事業として行えるものと解する。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載



組合士検定にチャレンジ!!

○ 記述問題からの出題 ○

（本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。）

【第一問】 役員の補充義務について述べよ。

【第二問】 組合は「員外理事」を認めている。この趣旨及び理事の定数の3分の1以内に制限した理由について述べよ。

《解答》【第一問】 役員は、必要常置の機関で常に定款に定められた数を充足すべきであるが、欠員が生ずることもある。この場合、組合運営上は早急に補充しなければならないが、法律は、役員の数分の3分の1を超える欠員が出た場合に、3カ月以内の補充義務を定めている。

【第二問】 員外理事を認めた趣旨は、① 組合員である理事には、自己の事業があるので組合の事業運営に専念できない恐れがあること、② 組合員以外からも広く人材を登用することが望ましいこと、の2点である。なお、組合運営の支配を避けるため、3分の1に制限している。